

飯山市宅地開発等指導基準

(趣旨)

第1条 この基準は、飯山市宅地開発等指導要綱（平成24年飯山市告示第80号。以下「要綱」という。）に基づく行政指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(造成)

第2条 造成の設計は、都市計画法第33条に基づく施行令及び施行規則に準じ計画するものとし、開発区域内の地形、地質、地下水、地盤等について調査のうえ行うものとする。

2 造成計画にあたっては、できる限り開発区域内で土量のバランスを考慮し、周辺の土地利用についても支障のないよう計画するものとする。

(環境保全)

第3条 指定文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地及び、その周辺地域において宅地開発等を行う場合は、市教育委員会の指示を受けなければならない。また、発見されたときは直ちに工事を中止し、市教育委員会の指示を受けなければならない。

2 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定による有害物質使用特定施設の敷地であった土地を開発しようとするときは、必要な手続き及び措置を講ずること。

(道路)

第4条 開発区域内の道路の設計は、居住者の動線等を考慮し、規模に応じて適切に配置されているものとする。また、接道する道路が4メートル未満の場合には、市長との協議に基づき、拡幅・改修について施行するものとする。

2 道路の築造については、都市計画法第33条に基づく施行令及び施行規則ならびに開発行為等に関する消防指導要綱（岳北広域行政組合：平成2年告示第3号）に準じ計画するものとする。

3 開発区域内の道路又は開発区域に接道する幅員4メートル未満の道路は、市長との協議に基づき、新たに発生する道路等の土地及び従前の道路等の土地の交換・寄付の帰属手続を行うものとする。

(給水)

第5条 給水の設置にあたっては、飯山市上水道管理者の定める施設基準に基づき施行するものとする。

2 給水を上下水道施設以外から行う場合には、該当する施設管理者と協議し、かつ、関係法令に基づく許可を受けて施設を設置しなければならない。

(汚水)

第6条 汚水処理については、飯山市公共下水道等の計画又は市長の指示に基づき汚水処理施設を整備し処理するものとする。

(雨水排水)

第7条 開発区域内には、雨水排水施設を必ず設け、施設の計画に当たっては、長野県開発許可審査指針に準じ計画するものとし、開発区域内の規模、地形、予定建築物の用途及び周辺土地利用の状況を勘案し、雨水を有効かつ適切に排出できるようにするものとする。

2 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造であり、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

3 施設の設置にあたっては、雨水排水流出先の関係者による同意書（様式第1号）を添付するものとする。

(防災)

第8条 工事施工中において急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないように、必要な個所に仮調整池、沈砂池、仮排水路等の対策を講じること。

(地下水の取水)

第8条 開発区域内での地下水等取水施設計画（消雪施設）がある場合には、地下水等取水計画書（様式第2号）を添付するものとする。

(標識等の設置)

第9条 要綱第14条に規定する標識は、別記のとおりとする。

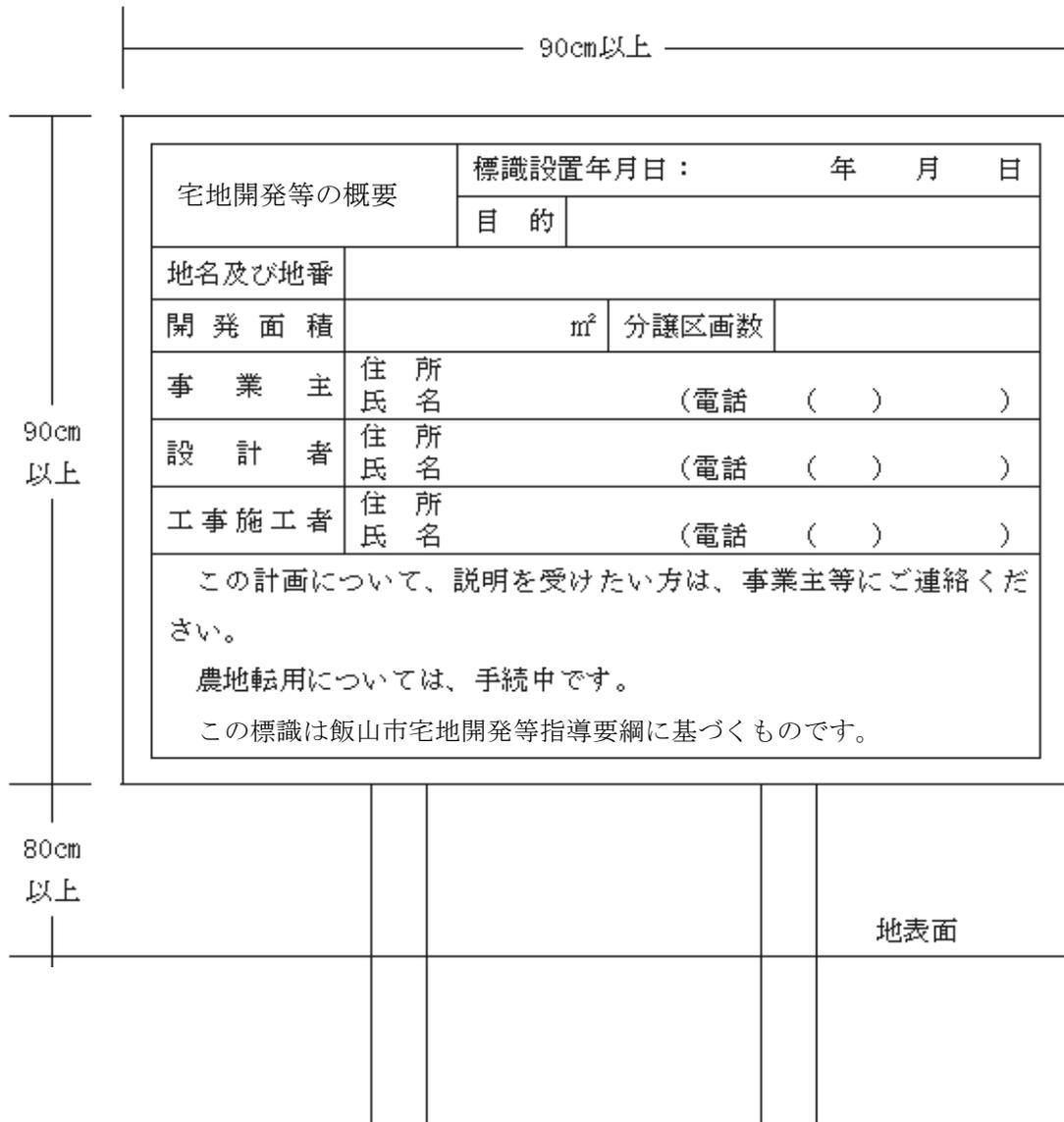
附則

(施行日)

1 この指導基準は平成24年8月1日から施行する。

別記（第9条関係）

標 識 等 設 置 基 準



- (注) ・標識は、白色とし、文字及び仕切り線は黒色とすること。
- ・標識は、風雨等により破損又は倒壊しない材料により作成し、文字は不鮮明にならない塗料を使用すること。
- ・「農地転用については、手続中です。」の記載は、農地転用手続と同時進行の場合のみすること。